

中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 中央市地域公共交通活性化協議会が発注する工事、委託、製造の請負等のうち、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等において、その業務にふさわしい業者を企画競争(以下「プロポーザル方式」という。)により適正に選定するため、中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、業務に係る企画提案等に対する審査を実施し、受託候補者（優先交渉権者）の選定を行う。

（組織）

第3条 選定委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 選定委員会の会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決定し、可否同数の場合は、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

（責務）

第5条 委員は公平公正な審査に努めなければならない。

2 委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第6条 選考委員会の庶務は中央市地域公共交通活性化協議会事務局において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

役職名	団体・役職名
委員長	中央市副市長
委 員	中央市政策秘書課長
委 員	中央市建設課長
委 員	中央市自治会長会会長
委 員	中央市自治会長会副会長
委 員	中央市社会福祉協議会事務局長
委 員	中央市商工会会長
委 員	学識経験者

【資料3】

中央市地域公共交通計画策定に係る業務委託について

◇計画策定に要する主たる業務◇

【全 体】

- ・市上位計画及び関連計画等の整理
- ・地域特性の整理・分析
- ・公共交通の実態把握
- ・公共交通に関するニーズ等調査
- ・課題の整理
- ・事例等収集
- ・協議会の運営支援
- ・仮説の立案
- ・基本方針及び目標の検討
- ・施策の検討(問題解決に向けた取り組みの提案、将来の公共交通網)
- ・計画書(案)の検討・作成
- ・住民・利用者の意見反映
- ・計画書のとりまとめ

【令和4年度】

『中央市地域公共交通計画策定調査等業務』 提案限度額：7,304,000 円

- ・市上位計画及び関連計画等の整理
- ・地域特性の整理・分析
- ・公共交通の実態把握
- ・公共交通に関するニーズ等調査
- ・課題の整理
- ・事例等収集
- ・協議会の運営支援
- ・仮説の立案

【令和5年度】(予定)

『中央市地域公共交通計画策定支援業務(仮称)』 予算(費用)：未定

- ・基本方針及び目標の検討
- ・施策の検討(問題解決に向けた取り組みの提案、将来の公共交通網)
- ・計画書(案)の検討・作成
- ・住民・利用者の意見反映
- ・計画書のとりまとめ

中央市地域公共交通計画策定調査等業務

仕 様 書（案）

令和 4 年 6 月

中央市地域公共交通活性化協議会

◇業務目的

人口減少、少子高齢化が進むなか、自家用車への依存度はますます高まり、中央市内における地域公共交通においても利用者の減少や収支の悪化、運転手不足の深刻化、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少などにより地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

一方で、自家用車を所有しない、もしくは自らの運転が困難な高齢者等の「交通弱者」や地域公共交通が存在しない「交通空白地域」への移動手段の確保は重要な課題となっている。

本業務では、「誰もが利用しやすく移動しやすい仕組みづくり」の実現に向け、本市の公共交通に係る現状と課題を詳細に整理したうえで、様々な具体的解決手法(手段)について情報収集し、将来に向けた仮説を立案することで、令和5年度に予定している「地域公共交通計画」(以下、「計画」という。)の策定が円滑に遂行されることを最終的な目的とする。

※別紙【中央市地域公共交通計画策定イメージ】を参考とする。

■業務内容

業務の詳細については、プロポーザル審査の結果により選定された受託候補者の企画提案をもとに協議のうえ、仕様書を確定させるものとする。

(※以下は、発注者が現在想定している業務内容である。業務に要する資料は国勢調査等の各種統計資料(オープンデータ)等の活用を前提とし、市が保有する資料(データ等)に関しては可能な限り提供予定であることを考慮し、提案すること。)

計画策定に要する、本市の地域特性や公共交通や移動手段の現状、需要を調査、分析し、問題点や今後の課題を詳細に整理するとともに、解決にむけた様々な手法(手段)の事例等の収集、仮説の立案など、専門的な分析や評価手法による調査を行うことを基本とする。

1 履行期間及び履行場所

履行期間は契約締結の日から令和5年3月24日(金)までとし、履行場所は中央市全域とする。

※計画策定期間は令和4年度から令和5年度の2カ年としており、令和5年度は計画策定支援業務委託(仮)を予定している。

2 実施内容(実務)

実施内容は下記を想定しているが、(3)～(9)の詳細については提案事項とする。

(1) 計画準備

本業務の目的を十分に考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するため、業務の実施方法、工程、体制等を記した業務計画書を作成し、発注者と十分な打ち合わせを行う。

(2) 上位計画及び関連計画等の整理(将来計画)

交通計画策定に係る上位計画(長期総合計画等)、関連計画(都市計画マスタープラン、リニア活用基本構想、各種福祉計画等)について整理し、体系化したうえで整合を図る。

(3) 地域特性の整理、分析

中央市の地勢、土地利用、人口、年齢階層、人口動態、交通弱者の状況、医療施設や商業施設、公共施設、観光施設等の立地状況と日常生活圏の形成状況を3地区（玉穂地区、田富地区、豊富地区）ごとに整理し分析を行う。

(4) 公共交通の実態把握

下記の項目を参考とし、本市における公共交通のネットワークと運行状況・運行形態及び利用状況の推移や特性等について把握し分析を行う。

※市が保有する地域コミュニティバスに関する資料のみ提供可能である。

- ・鉄道、路線バス、地域コミュニティバスの利用実態、運行状況（時間別、駅・バス停別の利用状況や運行状況、経費等）
- ・路線別、系統別の評価（利用者数、利用目的、集客性、事業性、継続性等）
- ・交通空白・不便地域の状況
- ・公共交通以外の手段（サービス）

(5) 公共交通に関するニーズ等調査

調査の方法は、概ね下記を想定しているが、調査の対象、調査方法、調査実施回数、頻度、調査項目、内容等の詳細については提案事項とする。なお、市が過去に実施した地域コミュニティバスに関する調査データのみ提供可能である。

○バス利用実態調査

- ・調査対象：廃止代替バス2路線（南湖線・豊富線）
赤字路線バス3路線5系統（山梨大学医学部附属病院経由）
地域コミュニティバス（とまチュウバス）
- ・調査目的：バス停別乗降者数、利用状況（属性、目的、頻度、乗継状況等）の把握

○住民等アンケート調査

- ・調査対象：市民及び市内鉄道、路線バス、地域コミュニティバス利用者等
- ・調査目的：住民の日常の移動実態や公共交通の利用実態の把握、公共交通に対する現状のニーズ及び将来的なニーズ、利用意向の把握
- ・実施方法：郵送による配布回収
- ・配布数：1,500票（回収率30%程度を想定）

受託者は調査一式（立案、実施、集計、分析等）を実施する。

※ただし、郵送による市民を対象としたアンケート調査の実施に際しては、対象者の抽出及び宛名貼付作業は発注者にて実施する。

○関係機関へのヒアリング調査

- ・調査対象：交通事業者（バス事業者、タクシー事業者等）
庁内関係部署（政策秘書課、都市計画課、福祉課、長寿推進課、産業課等）
山梨県及び近隣市町（甲府市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町等）
その他必要と認める機関

(6) 公共交通の課題の整理

前項までの結果を踏まえ、本市が抱える現在及び将来の公共交通の問題・課題を整理し、地域公共交通計画を策定するにあたり、配慮すべき点など整理する。

また、2027年に開業を予定しているリニア中央新幹線についても可能な限り本業務にて考察すること。

(7) 公共交通の事例等収集

本市の課題解決に向けた取り組みとして活用可能なサービス事例等を収集する。

なお、令和5年度の計画策定時に多角的で多様な検討、検証を実施するに十分な参考事例を収集すること。

内容（参考）

- ・先進事例【新モビリティサービス（MaaS）等】
- ・参考事例導入者（自治体等）への聞き取り等によるメリット、デメリット
- ・参考事例導入費用（イニシャルコスト・ランニングコスト）

(8) 協議会の運営支援（協議会への説明及び意見聴取）

下記の内容について協議会の会議に必要となる会議資料を作成するとともに、会議に出席し、運営支援を行う。なお、協議会の開催は3回程度を予定している。

- ・上記（1）～（7）において整理した内容の説明及び意見や方向性についての確認
- ・協議会における意見等の記録及び反映

(9) 仮説の立案

上記に基づき、本市の課題に対し公共交通がどのように寄与していくべきかの仮説を検討する。（課題解決への仮説）

本市及び近隣市町の道路網及び公共交通等を広域的に地図上に可視化し、現状、課題、今後の取り組み等についてまとめる。

(10) 報告書の作成

本業務の成果をまとめた報告書を作成する。なお、成果品は以下のとおりとする。

- ①報告書（A4判 ファイル綴じ） 2部
- ②報告書概要版 2部
- ③電子データ（CD-RもしくはDVD-R） 1式

※電子データはMicrosoft製WordまたはExcelの編集可能なデータを原則とし、作図などで他の形式データを使用する場合は別途協議とする。

3 資料の貸与

本業務の実施にあたり、本協議会は受託者に対し業務に要す中央市で作成又は保有している各種資料を貸与するものとし、受託者は貸与資料の紛失、汚損、破損等がないよう取り扱いには十分注意すること。なお、原則として複製を禁じ、本業務の完了後は速やかに本協

議会に返却すること。

4 秘密の保持

受託者は本業務において知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務に際し個人情報を取り扱う場合には、中央市個人情報保護条例を遵守するものとし、秘密の保持について万全の管理を行うこと。

5 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权はすべて本協議会に帰属するものとする。

6 瑕疵責任

本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は関連項目を再検査し、受託者の負担において不良個所を修正、補足するものとする。

7 損害賠償等

受託者は本業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、本協議会に対し発生事由及び処理結果を書面にて報告すること。

8 納期及び納入場所

成果品の納期は履行期限までとし、納入は本協議会事務局（中央市企画課）とする。

9 照査

照査については、次の項目について実施する。

- (1) 基礎情報や広域的情報の把握の適正さの照査
- (2) 調査方法や調査内容の妥当性についての照査
- (3) 成果品の内容の適正さの照査
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた作業の照査

10 打ち合わせ

打ち合わせは、業務着手時、中間時、成果品納入時の他必要に応じて行う。

また、打ち合わせの内容は、受注者において必ず打合せ簿を作成し、その都度、内容を明確にして提出しなければならない。

11 参考文献等の明記

文献その他資料を引用した場合には、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

1 2 土地の立ち入り

本業務において現場作業を行う場合、現場作業に従事するものは、身分証明書を必ず携帯しなければならない。また、私有地に立ち入る場合は、予め当該土地の所有者及び発注者にその旨を通知し、了解を得なければならない。

1 3 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、本協議会と受託者が協議する。

1 4 担当部署（問合せ先）

担当：中央市地域公共交通活性化協議会事務局（中央市企画課）

住所：〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1

電話：055-274-8523

FAX：055-274-7130

メールアドレス：linear-kotsu@city.chuo.yamanashi.jp

中央市地域公共交通計画策定イメージ

【別紙】

令和4年度

調査等業務(委託)

上位計画及び関連計画等の整理

地域特性の整理・分析

公共交通の実態把握

公共交通に関するニーズ等調査

公共交通の課題の整理

公共交通の事例等収集

協議会の運営支援

仮説の立案

報告書(まとめ)

調査

回答

調査

説明・報告

意見

・各種資料

・住 民
・公共交通機関利用者

・公共交通機関事業者
・関係機関

・都道府県
・他市町村(県内外)
・関係交通機関 等

中央市地域公共交通
活性化協議会

令和5年度

計画策定(予定)

基本方針・目標の検討

施策の検討
(問題解決にむけた取り組み)
(将来の公共交通網)

計画書(案)の検討・作成

パブリックコメント

住民・利用者の意見反映

計画書のとりまとめ

協議会の了承